

ID: 3031

担当部署: 総務課

処分の概要	技術上の基準適合命令		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第9条第3項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】 法第9条の規定による。 (製造施設及び製造方法) 第9条 製造業者は、その製造施設を、その構造、位置及び設備が、第7条第1号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 2 製造業者は、第7条第2号の技術上の基準に従つて火薬類を製造しなければならない。 3 経済産業大臣は、製造業者の製造施設又は製造方法が、第7条第1号又は第2号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、技術上の基準に適合するように製造施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従い火薬類を製造すべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年10月31日